

茨木市埋蔵文化財発掘調査等の手続等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）、大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第34号）及び茨木市文化財保護条例（平成8年茨木市条例第14号）に基づき、市の区域内に存する埋蔵文化財の保護のため、土木工事等に伴う発掘調査等の手続その他について必要な事項を定めるものとする。

(協議及び届出)

第2 市の区域内の次に掲げる土地において土木工事等を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、法令その他の規定に基づいて定められるもののほか、この要綱の定めるところにより必要な手続を行い、発掘調査その他の保護措置について茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議し、教育委員会が行おうとする措置に協力するよう努めなければならない。

(1) 法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（次号において「包蔵地」という。）の範囲内に存する土地

(2) 包蔵地の範囲外に存する土地のうち事業計画の敷地面積が500平方メートル以上の土地

第3 事業者のうち第2第1号に規定する土地において土木工事等を行おうとする者は、法第93条第1項又は法第94条第1項の規定に基づく届出等を教育委員会に提出するにあたり、発掘調査等の実施について教育委員会と協議するものとする。

2 事業者のうち第2第2号に規定する土地において土木工事等を行おうとする者は、試掘調査依頼書（様式第1号）を教育委員会に提出し、事前に埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査の実施について教育委員会と協議するものとする。

3 事業者は、第1項又は前項の届出等のほか、その土木工事等を行おうとする土地の所有者の承諾書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

4 事業者のうち自己居住用の個人住宅を建築しようとする者は、第1項から前項までの届出等のほか、個人住宅建築事前協議書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。

5 事業者は、代理人が発掘調査等の手続を行う場合は、委任状（様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

(確認調査)

第4 第3第1項に規定する届出等を提出した事業者は、土木工事等による埋蔵文化

財への損壊等影響の有無を確認するため、確認調査の実施について教育委員会と協議するものとする。

(試掘調査)

第5 第3第2項に規定する依頼書を提出した事業者は、土木工事等により未知の埋蔵文化財が不時に発見され、不用意に損壊されることを未然に防ぐため、試掘調査の実施について教育委員会と協議するものとする。

2 事業者は、前項の調査により埋蔵文化財を新たに発見したときは、法第96条第1項又は法第97条第1項の規定に基づく届出等をすみやかに教育委員会に提出し、発掘調査等の実施について教育委員会と協議するものとする。

(工事立会)

第6 第4又は第5第2項に規定する協議若しくは調査の結果、事業者により土木工事等に係る設計変更等が行われたことによって、当該工事等による埋蔵文化財への損壊又は影響を及ぼすおそれのある範囲が狭小かつ軽微であると認められた場合、当該工事等の施工に際して埋蔵文化財保護の確認及び指導等を目的とする立会調査の実施について、事業者は教育委員会と協議するものとする。

(慎重工事)

第7 第4又は第5第2項に規定する協議若しくは調査の結果、土木工事等の範囲に埋蔵文化財が現存しない、又は当該工事等による埋蔵文化財への損壊や影響が生じないことが明らかであると認められた場合、教育委員会は事業者に対し、当該工事等の施工に際して埋蔵文化財への影響が生じないように慎重に実施するよう求めるものとする。

(本発掘調査)

第8 第4又は第5第2項に規定する協議若しくは調査の結果、土木工事等により埋蔵文化財の保護が不可能であり、本発掘調査を行う必要があると認められた場合は、事業者は本発掘調査依頼書(様式第5号)により当該調査の実施を教育委員会に依頼するものとする。

2 前項の調査を実施するにあたり、当該調査に係る作業を事業者が第三者に委託した場合、教育委員会は事業者を通じて当該第三者に対し、誓約書(様式第6号)の提出を求めるものとする。

(調査への協力)

第9 事業者は、第4から第6まで及び第8の規定による調査の実施にあたっては、その経費を含む必要な措置に協力するよう努めなければならない。

2 事業者のうち第3第4項に規定する自己居住用の個人住宅を建築しようとする者については、前項の規定にかかわらず経費等を負担することを要しない。ただし、住宅に店舗等営利目的を有する施設を併設するものにあつては、全体床面積のうち

居住面積以外の発掘に係る経費等について、教育委員会は当該事業者の必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第10 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

（提出先）茨木市教育委員会

住 所

電話番号

氏 名

印

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

試掘調査依頼書

土木工事等を次のとおり行うにあたり、事前に埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査について、貴教育委員会において実施されるよう関係書類を添えて依頼します。なお、当該調査の実施にあたっては、当方の負担により経費を含む必要な措置を講じます。

1 土木工事等を行おうとする土地の所在地番

2 1の土地の面積 _____ m²

3 1の土地の所有者の住所及び氏名（団体名及び代表者名）

住 所 _____

氏 名 _____

4 土木工事等の目的・計画及び方法の概要

5 土木工事等の主体となる者の住所及び氏名（団体名及び代表者名）

住 所 _____

氏 名 _____

6 土木工事等を施工する業者の住所及び氏名（団体名及び代表者名）

住 所 _____

氏 名 _____

7 土木工事等の着手予定日及び完了予定日

着手予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 / 完了予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

8 その他、参考となるべき事項

9 当該届出に係る連絡先

住 所 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

様式第2号（第3関係）

年 月 日

（提出先）茨木市教育委員会

土地所有者

住 所

電話番号

氏 名

印

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

承諾書

私所有の土地 茨木市 において、
貴教育委員会が行おうとする埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協
力するとともに、次の事項について承諾します。

- 1 発掘調査の結果、重要な遺構が発見された場合は、その保存についての協議に応じます。
- 2 発掘調査により、文化財と認められる埋蔵物が発見された場合は、文化財保護法の趣旨に則り、当該出土品に対する土地所有者としての権利を放棄します。

様式第4号（第3関係）

年 月 日

（提出先）茨木市教育委員会

住 所

電話番号

氏 名

印

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

委任状

私は、 _____ を代理人と定め、
茨木市 _____ の土地に関する発掘調査
等の手続について、次の事項を委任します。

- 1 埋蔵文化財発掘の届出及び通知に関する業務に係る手続（関係図書等の修正並びに受領を含む。）の一切
- 2 発掘調査の実施に係る手続の一切

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（提出先）茨木市教育委員会

住 所

電話番号

氏 名

印

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

本発掘調査依頼書

茨木市における土木工事等に
伴う埋蔵文化財の確認（試掘）調査の結果、本発掘調査を行う必要があると
認められましたので、当該調査について、貴教育委員会において実施される
よう依頼します。

なお、当該調査の実施にあたっては、当方の負担により経費を含む必要な
措置を講ずるとともに、重要な遺構が発見された場合においては、その保存
についての協議に応じます。

様式第 6 号（第 8 関係）

年 月 日

（提出先）茨木市教育委員会

発掘調査作業受託者

住 所

電話番号

氏 名

印

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

誓約書

茨木市における本発掘調査に係る作業に従事するにあたり、次のとおり誓約書を提出します。

発掘調査作業にあたっては、埋蔵文化財保護の重要性を認識し、慎重かつ迅速に行うとともに、貴教育委員会及び貴教育委員会が指定した発掘調査担当職員の指示に従います。

なお、貴教育委員会が定めた仕様書がある場合においては、当該仕様書に則り作業に従事します。

上記内容について、発掘調査作業受託者に遵守させます。

年 月 日

事業者（発掘調査作業委託者）

住 所

電話番号

氏 名

印

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）